

坂東市奨学金返還支援補助金

～ 令和6年度版 ～

奨学金を借りて高校・大学等を卒業後、働きながら奨学金を返還している方に対し、返還額の一部を補助します。

対象となる奨学金

- 日本学生支援機構の奨学金（第一種及び第二種）
- 茨城県奨学資金
- 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金のみ） 等

対象となる方

申請日時時点で、次の条件を全て満たしている必要があります。

- 奨学金を受けて高校・大学等を卒業し、市内に居住していること。
 - 35歳以下であること。
 - 返還開始日が令和6年4月1日以降であること。
 - 返還開始から5年後の日まで、市内に住み続ける見込みであること。
 - 次のいずれかに該当すること。（勤務先は市外でも可）
 - ア 無期限雇用で雇用保険適用の方
 - イ 個人で農業その他事業を営む方（または、その事業専従者の方）
- ※ほかにも条件があります。

補助金の額

5年間で**最大60万円**

各年に返還した奨学金の2分の1を補助（1年あたり12万円まで）

※返還を開始した月の分を含め、最大60か月分が対象です。

その他

- ・申請期間は毎年1月1日～31日です。前年分を一括で申請いただきます。
- ・申請方法や対象可否の確認は、お問い合わせください。



●問合せ先

坂東市企画部企画課人口政策係

TEL 0297-21-2181（直通）

E-mail kikaku@city.bando.ibaraki.jp

市ウェブページ

